

第45期 定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2025年3月25日（火曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

開催
場所

大阪市中央区本町橋2番31号
シティプラザ大阪 4階「KAI -海-」

議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

〈ご来場について〉

本総会の議決権行使は、書面またはインターネットによる方法もございますので、そちらのご利用も併せてご検討ください。

なお、本総会におけるお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

 内外トランスライン株式会社

証券コード：9384

証券コード 9384
2025年3月4日
(電子提供措置の開始日2025年2月26日)

株主各位

大阪市中央区備後町二丁目6番8号
内外トランスライン株式会社
代表取締役社長 小嶋佳宏

第45期定期株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第45期定期株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第45期定期株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト (<https://ir.ntl-naigai.co.jp/ja/stock/meeting.html>)



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト (東証上場会社情報サービス)
(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)



上記のウェブサイトにアクセスして、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、郵送またはインターネットにより議決権行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年3月24日(月曜日)午後5時までに議決権行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日 時 2025年3月25日(火曜日)午前10時(受付開始午前9時)
2. 場 所 大阪市中央区本町橋2番31号
シティプラザ大阪 4階「KAI -海-」

3. 目的事項

- 報告事項**
- 第45期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第45期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

4. その他招集にあたっての決定事項

- 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。従って、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。
 - 連結計算書類の連結注記表
 - 計算書類の個別注記表
- インターネットによる方法と議決権行使書と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものといたします。また、インターネットによる方法で複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効なものといたします。
- 代理人によるご出席の場合は、委任状並びに本人及び代理人の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（定款の定めにより、代理人の資格は当社の議決権を有する他の株主様1名に限らせていただいております。）

以上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
- ◎書面交付請求されていない株主様には、株主総会参考書類も併せてご送付しております。
- ◎決議の結果は、株主総会終了後、当社ウェブサイトに掲載いたします。

議決権行使についてのご案内

次のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

書面



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

インターネット



当社指定の議決権行使ウェブサイト
(<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

詳細は次頁をご参照ください。→

株主総会ご出席



同封の議決権行使書用紙を株主総会当日、会場受付にご提出ください。

行使期限

2025年3月24日(月)
午後5時までに到着

行使期限

2025年3月24日(月)
午後5時までに行使

株主総会開催日時

2025年3月25日(火)
午前10時

インターネットにより議決権をご行使される場合の注意点

- 同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。
- パスワードは、議決権をご行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報ですので、大切にお取り扱いください。
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金は株主様のご負担となります。
- 議決権行使書の郵送とインターネットによる方法の双方で議決権をご行使された場合は、インターネットによる議決権の行使を有効とさせていただきます。
- インターネットにより複数回にわたり議決権をご行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

機関投資家の皆様へ

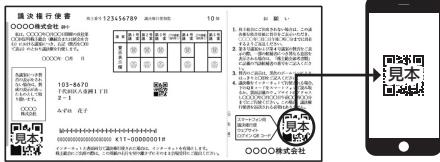
機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

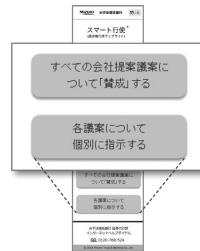
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取ってください。



※QRコードは(株)デンソーウエーブの登録商標です。

- 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

「次へすすむ」
をクリック

- 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

「議決権行使
コード」を入力

「次へ」をクリック

- 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

「初期パスワード」
を入力

実際にご使用に
なる新しいパス
ワードを設定し
てください。

「登録」をクリック

- 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
 0120-768-524 受付時間 年末年始を除く
午前9時～午後9時

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議 案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、独立社外取締役がメンバーの半数を占める指名・報酬委員会の審議及び答申を経ております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社株式の数
1	【再任】 小嶋佳宏 (1964年10月19日)	2002年 4月 当社入社 2005年10月 当社横浜支店長 2006年 4月 当社東京営業部次長 2007年 6月 NTL-LOGISTICS(HK)LIMITED（現社名内外特急輸送代理（香港）有限公司）Managing Director 2008年 4月 当社東京営業部長 2010年 4月 当社執行役員東京営業部長 2011年 4月 当社執行役員東京輸出営業部長 2013年 2月 当社執行役員、フライングフィッシュ株式会社代表取締役社長 2018年 3月 当社取締役、フライングフィッシュ株式会社代表取締役社長 2020年 3月 当社常務取締役、フライングフィッシュ株式会社代表取締役社長 2022年 3月 当社代表取締役社長 現在に至る		10,700株
【取締役候補者の選任理由】 小嶋佳宏氏は、当社入社以来営業部門の第一線で売上拡大に貢献し、また海外現地法人及び国内子会社の代表者として当社グループの基盤拡大に重要な役割を果たしてまいりました。2022年3月に当社代表取締役社長に就任以来、先頭に立って当社グループの事業を力強く牽引しており、引き続き取締役候補者といたします。				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社株式の数
2	<p>【再任】 戸田幸子 (1970年9月29日)</p>	<p>1999年10月 当社入社 2005年4月 当社シンガポール現地法人・ NTL NAIGAI TRANS LINE (S)PTE LTD.取締役 2008年4月 当社東京総務部長 2009年3月 当社執行役員東京総務部長 2012年3月 当社取締役海外事業部長 2014年4月 当社取締役 2020年3月 当社常務取締役 現在に至る</p>		48,600株
【取締役候補者の選任理由】				
戸田幸子氏は、当社入社以来海外現地法人で豊富な経験を積み、海外代理店とも密接な関係を築き、当社の海外戦略を含めた経営管理全般に重要な役割を果たしており、引き続き取締役候補者といたしました。				
3	<p>【再任】 東宏尚 (1959年5月13日)</p>	<p>2011年2月 当社入社 航空事業部長 2013年6月 当社執行役員航空事業部長 2014年8月 当社執行役員航空事業部長、東京支店長 2018年3月 当社取締役航空事業部長 2019年4月 当社取締役 2024年3月 当社常務取締役 現在に至る</p>		6,300株
【取締役候補者の選任理由】				
東宏尚氏は、大手総合物流サービス会社での豊富な経験と経営管理知識を活かし、当社入社以来航空輸送事業の立上げと拡大に貢献してまいりました。取締役就任後は、営業部門全体の責任者として重要な役割を果たしており、引き続き取締役候補者といたしました。				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	<p>【再任】 岩 貞 均 いわ さだ ひとし (1969年2月28日)</p>	<p>2002年1月 当社入社 2004年3月 NTL NAIGAI TRANS LINE(S)PTE LTD. General Manager 2005年3月 NTL NAIGAI TRANS LINE(S)PTE LTD. Director 2007年6月 NTL NAIGAI TRANS LINE(KOREA)CO., LTD. Managing Director 2011年4月 当社東京輸入営業部次長 2013年2月 当社東京輸入部長 2015年6月 内外銀山ロジスティクス株式会社 代表取締役社長 2019年3月 内外銀山ロジスティクス株式会社、内外 釜山物流センター株式会社 代表取締役 社長 2019年4月 執行役員韓国統括、内外銀山ロジスティ クス株式会社、内外釜山物流センター株 式会社 代表取締役社長 2021年3月 当社取締役、内外銀山ロジスティクス株 式会社、内外釜山物流センター株式会社 代表取締役社長 現在に至る </p>	6,200株
【取締役候補者の選任理由】 岩貞均氏は、当社入社以来輸出入の営業現場とシンガポール及び韓国の現地法人で様々な経験を積み、2015年に韓国・釜山で開始した新規倉庫事業を軌道に乗せて当社グループの事業拡大に大きな役割を果たしており、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社株式の数
5	【再任】 鈴木 真 (1970年10月22日)	1998年 9月 当社入社 2009年 4月 名古屋支店営業部長 2010年 4月 名古屋支店長 2013年 2月 東京輸出営業部長 2016年 4月 執行役員東京輸出営業部長 2021年 4月 執行役員東京輸出営業部長、東京支店長 2023年 4月 執行役員第一営業部長、東京本社統括責任者 2024年 3月 当社取締役 現在に至る		16,430株
【取締役候補者の選任理由】 鈴木真氏は、当社入社以来当社の主軸事業である海上輸出混載輸送営業部門の第一線で、売上拡大に貢献してまいりました。取締役就任後は、主に東日本の営業部門の責任者として重要な役割を果たしており、引き続き取締役候補者といたしました。				
6	【再任】 中山 裕美子 (1968年3月22日)	2006年 1月 当社入社 2020年 4月 総務部長 2022年 4月 執行役員総務部長 2024年 3月 当社取締役 現在に至る		3,800株
【取締役候補者の選任理由】 中山裕美子氏は、当社入社以来総務部門で幅広い経験を積み、当社の管理体制の強化及びコンプライアンス体制の構築に貢献してまいりました。取締役就任後は、管理部門の要として重要な役割を果たしており、引き続き取締役候補者といたしました。				
7	【再任】 人見 茂樹 (1966年7月22日)	2020年 4月 当社入社 経営企画部長 2022年 4月 執行役員経営企画部長 2024年 3月 当社取締役 現在に至る		845株
【取締役候補者の選任理由】 人見茂樹氏は、大手金融機関での海外勤務も含めた幅広い経験から営業、金融、経営管理に精通し、当社入社以来経営企画、事業戦略の立案・実行において重要な役割を果たしており、引き続き取締役候補者といたしました。				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
8	<p>【再任】【社外】</p> <p>なか ざわ けい すけ 中 澤 圭 亮</p> <p>(1959年12月12日)</p>	<p>1983年4月 株式会社富士銀行（現 株式会社みずほ銀行）入行</p> <p>2008年4月 株式会社みずほ銀行京都支店支店長</p> <p>2011年5月 株式会社みずほフィナンシャルグループ人事部審議役</p> <p>2011年12月 同社退社</p> <p>2012年1月 株式会社クラウディア入社 執行役員 経営企画部・業務管理部担当</p> <p>2015年11月 同社取締役就任</p> <p>2016年11月 同社取締役退任</p> <p>2017年4月 トランコム株式会社入社 ゼネラルマネージャー 経営企画グループ担当</p> <p>2018年4月 同社執行役員 経営企画・管理グループ担当</p> <p>2019年6月 同社取締役常務執行役員</p> <p>2020年9月 同社取締役退任</p> <p>2020年10月 同社顧問</p> <p>2020年12月 同社顧問退任</p> <p>2021年1月 株式会社ジャパンクリエイトグループ監査役就任</p> <p>2021年3月 当社社外取締役 現在に至る</p>	一株
【社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要】			
中澤圭亮氏は、大手金融機関での豊富な業務経験、知識並びに大手物流会社の経営者としての幅広い見識を活かして、客観的な立場から当社の経営全般を監督していただくことが期待できるため、引き続き社外取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社株式の数
9	<p>【再任】【社外】 矢部光識 (1978年5月15日)</p> <p>2005年12月 中央青山監査法人（現 PwC Japan有限責任監査法人）入所 2008年6月 同所退所 2008年8月 新日本有限責任監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入所 2010年3月 公認会計士登録 2018年10月 EY新日本有限責任監査法人退所 2018年11月 矢部公認会計士事務所 代表就任 2018年12月 税理士登録 2021年9月 株式会社ミックウェア 社外監査役就任 2023年3月 当社社外取締役 現在に至る</p>			一株

【社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要】

矢部光識氏は、公認会計士及び税理士としての豊富な経験と高い専門性を活かして、主に会計の観点からの助言、提言と独立した客観的な立場から当社を監督していただくことが期待できるため、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は過去に社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、2025年6月1日に当該保険契約を更新する予定であります。
 3. 中澤圭亮氏及び矢部光識氏は、社外取締役候補者であります。
 4. 社外取締役との責任限定契約について
 当社は、社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、会社法第427条第1項の規定により、中澤圭亮氏及び矢部光識氏との間に、法令が規定する額を限度額として、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しており、本総会において両氏が再任された場合には、本契約を継続する予定であります。
 5. 中澤圭亮氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって4年、矢部光識氏の就任期間は2年であります。
 6. 中澤圭亮氏及び矢部光識氏は一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、当社は両氏を東京証券取引所に独立役員として届出しております。本総会において両氏が再任された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。

(ご参考) 取締役の専門性と経験 (スキルマトリックス)

本招集ご通知記載の候補者を原案どおりにご選任いただいた場合の取締役のスキルマトリックスは以下のとおりとなります。

氏名	役職 (予定)	企業経営 経営戦略	営業 マーケティング	国際性	法務 リスク管理	財務会計	人材戦略 育成	IT
小嶋 佳宏	代表取締役社長	○	○	○			○	
戸田 幸子	常務取締役	○	○	○				
東 宏尚	常務取締役	○	○	○				
岩貞 均	取締役	○	○	○				
鈴木 真	取締役	○	○					
中山裕美子	取締役	○			○	○	○	○
人見 茂樹	取締役	○		○	○	○	○	
中澤 圭亮	社外取締役	○	○		○			
矢部 光識	社外取締役				○	○		
長谷川 豊	常勤監査等委員			○	○	○		
敏森 廣光	監査等委員		○	○				
遊上 利之	監査等委員		○		○	○		

以 上

事業報告

(2024年1月1日から)
(2024年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

① 全般的概況

当連結会計年度におけるわが国経済は、インバウンド需要の拡大や雇用・所得環境の改善を受け、景気は緩やかな回復が見られます。一方、資源価格の高騰や金融市場の変動等のため、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

海上輸送の現状につきましては、紅海情勢の悪化に伴う航路迂回の影響等により上昇していた運賃は、夏以降は落ち着きましたが、前年と比較すると高止まりで推移しています。

このような状況の下、当社グループは、第5次中期経営計画（2023年～2027年）の2年目となる当連結会計年度において、目標とする真の国際総合フレイトフォワーダーへの変革をめざし、諸施策を実行しております。

当社グループの連結実績につきましては、運賃の上昇と一部の海外子会社において業績が好調であったこと、そして円安も寄与して増収となりました。

しかし、単体の売上総利益が前年比で減少したことと、中期経営計画の成長戦略として積極的に行った人材投資等によるグループ全体の販管費の増加を増収でカバーすることができず、営業利益は前年比で減少しました。

一方、円安による為替差益が増加したことにより、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益は前年比で増加しました。

具体的には、当連結会計年度の売上高は38,016百万円（前連結会計年度比17.8%増）、営業利益は4,138百万円（同1.5%減）、経常利益は4,492百万円（同1.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は3,154百万円（同3.7%増）となりました。

② セグメント別概況

(日 本)

日本における国際貨物輸送事業につきましては、輸出混載貨物輸送を主力としております。単体につきましては、海上運賃の上昇と円安により増収となりましたが、競合他社との競争激化等による売上総利益率の低下と、人件費の増加等により販管費が膨らんだことで減益となりました。

国内子会社におきましては、株式会社ユーシーアイエアフレイトジャパンは、主力とする航空輸送において大口案件を獲得したこと、各営業所での営業活動により取扱が増加したこと等により売上高、売上総利益は前年比で増加しました。しかし、単体と同様の理由により販管費が増加し、営業利益は前年比で減少しました。また、フライングフィッシュ株式会社は、新システムの導入や営業努力により顧客からの評価を高めたことが取引の拡大に繋がり、増収増益となりました。

具体的には、日本セグメントにおける売上高は、24,947百万円と前年と比べ2,566百万円（11.5%）増加し、セグメント利益（営業利益）は2,736百万円と前年と比べ210百万円（7.1%）減少しました。

(海 外)

当社グループはアジア地域及び米国に連結子会社12社を有しております。これらの海外子会社では日本からの貨物の取扱が売上高の大半を占めておりますが、近年では日本発着以外のサービスも強化、推進しております。当連結会計年度におきましては、前年度に物流倉庫の取得によって増床した内外釜山物流センター株式会社を中心とする韓国、大手企業との輸入取引を拡大している米国及び倉庫事業の業績が堅調に推移しているインド等が売上を伸ばした結果、増収増益となりました。

具体的には、海外セグメントにおける売上高は、13,068百万円と前年と比べ3,169百万円（32.0%）増加し、セグメント利益（営業利益）も1,405百万円と前年と比べ145百万円（11.5%）増加しました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は1,601百万円であり、その主なものは、内外釜山物流センター株式会社の冷凍倉庫建設、株式会社ユーシーアイエアフレイトジャパンの物流倉庫用地取得等であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の当社グループを取巻く経営環境につきましては、ウクライナ情勢や中東紛争といった地政学リスクに加え、中国経済の失速、トランプ新政権の政策等による世界情勢の不安定化、物価の上昇等の影響により、外部環境は不確実な状況が続くと予測しております。また、米国のトランプ新政権による関税政策等の転換によっては、米国向けの貨物だけでなく世界のサプライチェーンに影響を与える可能性がありますので、日本を含めた海外の物流動向にも注視する必要があります。

このように、当社グループを取巻く経営環境は依然として不透明かつ厳しいものと予測されますが、2023年からの5カ年にわたる「第5次中期経営計画」の中間年度となります2025年12月期におきましては、売上と利益の拡大と企業価値の向上を図ることを対処すべき課題と認識し努力してまいります。

以上、諸課題の達成に向け全力を尽くす所存でございますので、株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区分	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度 (当連結会計年度)
売上高(千円)	35,266,206	47,320,714	32,280,678	38,016,456
経常利益(千円)	3,922,509	6,874,773	4,446,939	4,492,824
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	2,783,075	4,651,949	3,041,906	3,154,965
1株当たり当期純利益(円)	285.93	477.56	312.01	323.32
総資産額(千円)	16,752,649	22,133,907	23,362,907	27,396,847
純資産額(千円)	12,700,419	17,510,163	20,381,858	23,229,551
1株当たり純資産額(円)	1,232.38	1,708.09	1,996.94	2,278.21

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日) 等を2022年度の期首から適用しており、2022年度以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
NTL NAIGAI TRANS LINE(S)PTE LTD.	20万 シンガポールドル	100.0%	国際貨物輸送事業
NTL NAIGAI TRANS LINE(THAILAND)CO.,LTD. (注2)	800万バーツ	49.0%	国際貨物輸送事業
PT. NTL NAIGAI TRANS LINE INDONESIA	100万米ドル	95.0%	国際貨物輸送事業
上海内外特浪速運輸代理有限公司	100万米ドル	100.0%	国際貨物輸送事業
NTL NAIGAI TRANS LINE(USA)INC.	190万米ドル	100.0%	国際貨物輸送事業
NTL NAIGAI TRANS LINE(KOREA)CO.,LTD.	3億ウォン	100.0%	国際貨物輸送事業
内外特浪速運輸代理(香港)有限公司	800万香港ドル	100.0%	国際貨物輸送事業
NTL-LOGISTICS(INDIA)PRIVATE LIMITED	2,152,000 インドルピー	100.0% (36.5)	国際貨物輸送事業
株式会社ユーシーアイエアフレイトジャパン	5,000万円	100.0%	国際貨物輸送事業
フライングフィッシュ株式会社	1億3,000万円	100.0%	国際複合一貫輸送事業
内外銀山ロジスティクス株式会社	110億ウォン	70.0%	倉庫事業
内外特浪速国際貨運代理(深圳)有限公司	550万人民元	100.0% (100.0)	国際貨物輸送事業
内外釜山物流センター株式会社	295億ウォン	100.0%	倉庫事業
FLYING FISH VIETNAM CO.,LTD. (注3)	7,953,344千 ベトナムドン	100.0% (100.0)	国際複合一貫輸送事業

(注) 1. 議決権比率欄の（内書）は、間接所有比率であります。

2. 持分は100分の50以下でありますが、実質的に支配しているため子会社としております。

3. フライングフィッシュ株式会社の100%子会社（当社孫会社）として、2024年10月28日付で設立しております。

(7) 主要な事業内容

当社グループは国際貨物輸送事業並びにこれらの附帯業務を主な事業としております。

(8) 主要な事業所

① 当社

国 内	大阪本社 大阪市中央区
	東京本社 東京都中央区
支 店	名古屋、神戸、横浜
営 業 所	福岡

② 子会社等

国 内	株式会社ユーシーアイエアフレイトジャパン フライングフィッシュ株式会社
海 外	上海内外特浪速運輸代理有限公司（中国） NTL-LOGISTICS(INDIA)PRIVATE LIMITED（インド） (上記のほか、アジア及びアメリカに10社があります。)

(9) 従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
741名	19名増

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数（派遣社員47名）は除いております。

(10) 主要な借入先及び借入額

金融機関からの借入金はありません。

なお、取引金融機関と融資限度額を決めた当座貸越契約及びコミットメントライン契約（融資限度額31億円）を締結しております。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 32,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 9,828,671株
(自己株式869,329 株を除く。)
- (3) 株主数 21,297名
- (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	持株比率
合同会社エーエスティ	2,121	21.59
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	735	7.48
戸田 徹	320	3.26
内外トランスライン従業員持株会	279	2.85
株式会社ときわそば	250	2.55
日章トランス株式会社	232	2.36
トランコム株式会社	220	2.24
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	217	2.22
宇野 友子	137	1.39
伊藤忠ロジスティクス株式会社	132	1.35

- (注) 1. 当社は、自己株式869,329株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。なお、自己株式には「株式給付信託 (J-ESOP)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が保有する当社株式67,960株を含めておりません。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

・取締役、その他の役員に交付した株式の区別合計

	株 式 数	交付対象者数
取締役（監査等委員及び 社外取締役を除く。）	4,900株	6名

(6) その他株式に関する重要な事項

一単元当たりの株式数

100株

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に対して交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2024年12月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	小嶋 佳宏	
常務取締役	戸田 幸子	
常務取締役	東 宏尚	
取締役	岩貞 均	内外銀山ロジスティクス株式会社代表取締役社長 内外釜山物流センター株式会社代表取締役社長
取締役	鈴木 真	
取締役	中山 裕美子	
取締役	人見 茂樹	
取締役	中澤 圭亮	株式会社ジャパンクリエイトグループ監査役
取締役	矢部 光識	矢部公認会計士事務所代表 株式会社ミックウェア社外監査役
取締役（常勤監査等委員）	長谷川 豊	
取締役（監査等委員）	敏森 廣光	
取締役（監査等委員）	遊上 利之	日新化成株式会社顧問

- (注) 1. 取締役中澤圭亮氏並びに矢部光識氏、取締役（監査等委員）敏森廣光氏並びに遊上利之氏は、社外取締役であります。
2. 取締役中澤圭亮氏並びに矢部光識氏、取締役（監査等委員）敏森廣光氏並びに遊上利之氏につきましては、東京証券取引所に対し独立役員として届け出しております。
3. 監査環境の整備、社内情報の収集、内部監査部門との連携を通して監査・監督機能を強化するためには、長谷川豊氏を常勤監査等委員に選定しております。
4. 大川友子氏並びに三根英樹氏は、2024年3月22日開催の第44期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、法令が規定する額を限度額として、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。

当該役員等賠償責任保険の被保険者は当社及び当社子会社の取締役及び監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

(4) 取締役の報酬等

① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が決定方針と整合しており、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、決定方針に沿うものであると判断しております。

決定方針の内容は下記のとおりであります。

イ 基本方針

当社の取締役の報酬は、当社の企業価値向上と持続的な成長を担う人材を確保及び維持できる水準とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責に応じて適正に決定することを基本方針とします。

□ 取締役の報酬体系

取締役の報酬は、基本報酬としての固定報酬及び非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬で構成するものとします。

a 固定報酬

固定報酬は毎月支給するものとします。固定報酬の金額は選任の指名基準の充足度に応じて個別に決定し、次年度以降はその金額を基本として、役職の難度に応じて決定するものとします。いずれの場合も産業界の慣行、実績に照らし、かつ、従業員給与制度における最高度の金額を社会的通念に照らして上回るものとします。なお、社外取締役の報酬は固定報酬とし、金額は経歴、資格の有無、在任期間等を考慮して個別に決定するものとします。

b 謹度制限付株式報酬

謹度制限付株式報酬は、定時株主総会後、毎年一定の時期に支給するものとします。謹度制限付株式報酬は、内規に基づき在任期間等に応じた株式数を割当てるものとします。再任時の加算部分については、前年の連結純利益が期初公表数値から乖離(90%未満)した場合は加算しないものとします。

- ② 監査等委員である取締役の報酬等の額またはその算定方法の決定方針に関する事項
固定報酬を基本とし、常勤、社外の区分、経歴、資格の有無、就任期間等を考慮して監査等委員である取締役の協議によって個別に決定するものとします。

- ③ 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、第42期定時株主総会（2022年3月25日）において、年間報酬総額を300,000千円以内（うち社外取締役分は30,000千円以内）とし、また、年間報酬総額300,000千円以内のうち、謹度制限付株式の付与による報酬は50,000千円以内（社外取締役及び国内非居住者を除く）とする旨を決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は8名（うち社外取締役2名）であります。

監査等委員である取締役の報酬は、第42期定時株主総会（2022年3月25日）において、年間報酬総額を30,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役2名）であります。

- ④ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長小嶋佳宏にその具体的な内容の決定について委任しております。代表取締役社長小嶋佳宏は個人別の報酬額案を策定し、指名・報酬委員会に諮問のうえ決定しております。権限を委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当業務や職責等の評価を行うには、代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。

- ⑤ 取締役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる役員の員数 (人)
		基本報酬	謹度制限付 株式報酬	
取締役（監査等委員を除く） (うち社外取締役)	122,242 (9,638)	108,576 (9,638)	13,665 (一)	11名 (2名)
取締役（監査等委員） (うち社外取締役)	14,940 (6,626)	14,940 (6,626)	—	3名 (2名)

(注) 当社の役員報酬は、基本報酬と非金銭報酬である謹度制限付株式報酬のみとしており、業績連動報酬等はありません。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

社外取締役中澤圭亮氏は、株式会社ジャパンクリエイトグループの監査役であります。当社と同社との間には特別な関係はありません。

社外取締役矢部光識氏は、矢部公認会計士事務所代表、株式会社ミックウェアの社外監査役であります。当社と同所及び同社との間には特別な関係はありません。

社外取締役（監査等委員）遊上利之氏は、日新化成株式会社の顧問であります。当社と同社との間には特別な関係はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況及び発言状況
取締役	中澤 圭亮	当事業年度に開催された取締役会20回すべてに出席し、主に経営者としての経験と幅広い見識を活かし、適宜発言を行っております。 また、取締役候補者の選任や報酬の決定における透明性及び客観性の向上等を目的として設置している指名・報酬委員会の委員長を務めております。これらにより社外取締役として期待される役割を果たしております。
取締役	矢部 光識	当事業年度に開催された取締役会20回すべてに出席し、主に公認会計士及び税理士としての豊富な経験と高い専門性を活かし、適宜発言を行っております。 また、取締役候補者の選任や報酬の決定における透明性及び客観性の向上等を目的として設置している指名・報酬委員会の委員を務めております。これらにより社外取締役として期待される役割を果たしております。
取締役 (監査等委員)	敏森 廣光	当事業年度に開催された取締役会20回すべてに出席し、また監査等委員会18回すべてに出席し、主に豊富な営業経験と国際ビジネス知識、経営者としての高い見識を活かし、適宜発言を行っております。 また、取締役候補者の選任や報酬の決定における透明性及び客観性の向上等を目的として設置している指名・報酬委員会の委員を務めております。これらにより社外取締役として期待される役割を果たしております。
取締役 (監査等委員)	遊上 利之	当事業年度に開催された取締役会20回すべてに出席し、また監査等委員会18回すべてに出席し、主に豊富な営業経験と財務知識、監査役及び監査等委員として培った高い見識を活かし、適宜発言を行っております。 また、取締役候補者の選任や報酬の決定における透明性及び客観性の向上等を目的として設置している指名・報酬委員会の委員を務めております。これらにより社外取締役として期待される役割を果たしております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の額 37,500千円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭

その他の財産上の利益の合計額 37,500千円

(注) 1. 会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の重要な子会社のうち、NTL NAIGAI TRANS LINE(S)PTE LTD.、NTL NAIGAI TRANS LINE(KOREA)CO.,LTD.及び内外銀山ロジスティクス株式会社については、当社の会計監査人と同一のネットワークに属するErnst & Youngのメンバーファームの監査を受けております。
3. 当社監査等委員会は、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料入手し報告を受け、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行の状況、報酬見積りの算出根拠などを検討した結果、これらについて適正であると判断し、会計監査人の報酬等につき同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

1 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会は当社及び当社の子会社(以下「子会社」という。)における法令、定款及び社内規程の遵守を取締役及び使用人に周知徹底し、遵守させ、内部監査室による内部監査を実施する。
- ② 企業倫理の確立を目的として制定した経営倫理規程及び行動規範について、総務部及び人事部が周知徹底のための活動を行う。
- ③ 法令違反行為等に関する相談または通報を受け付ける窓口として、「内部通報相談窓口(内部通報ヘルpline)」を設置する。
- ④ 当社及び当社子会社に係るサステナビリティを巡る課題に対応し、社会の持続的な発展と企業価値の向上をめざすことを目的として、サステナビリティ委員会を設置する。
- ⑤ 取締役は、法令違反及び社内規程に関する重大な違反等の事実を発見した場合には、遅滞なく取締役会において報告し、是正措置をとる。
- ⑥ 監査等委員会は、内部統制システムの整備と実施状況を含め、業務執行取締役執行状況の調査を行い、独立した立場から取締役の職務執行に対し監査を行う。

2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、職務の執行に係る文書その他の情報につき、法令及び社内規程に従い、適切に保存、管理する。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 損失の危険(以下「リスク」という。)の管理については、必要に応じてそれぞれの担当部門が、リスク管理委員会と連携し、内容により弁護士、公認会計士等の外部の専門家の助言を受け、社内規程に従い、適切に管理する。
- ② リスク管理の観点から特に重要な案件については、リスク管理委員会で事前に審議を行ったうえで、取締役会に付議する。

4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、月に1回定時に開催する他、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定及び取締役、執行役員の職務執行状況の監督を行う。
- ② 経営会議を毎月定時取締役会後に開催して、各部門の責任者による月次実績及び重点取組事項の報告を行う。
- ③ 執行役員会議を毎月定時取締役会及び経営会議後に開催して、取締役会決定事項の徹底と各部門の能動的な経営参画意識醸成を図る。

- ④ 執行役員は、取締役会で定める業務担当事項に基づき、機動的かつ効率的な職務執行を行う。

5 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の親会社に対する報告に関する体制

当社は子会社の経営内容を的確に把握するために「関係会社管理規程」に当社に対して稟議及び報告する事項を定めて、適正な管理を行う。

- ② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社は、当社の「リスク管理委員会規程」に基づいてリスク管理を行い、必要に応じて当社の担当部署及びリスク管理委員会と連携して対処する。

- ③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は子会社の規模や事業特性を考慮して子会社を含めた当社グループの中期経営計画を策定する。

各子会社を担当する当社の取締役は、子会社の取締役等と密接に連携して必要な助言を行う。

- ④ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

子会社は当社が定める「内部統制に関するグローバル規程」等に準じて「経営倫理規程」等必要な規程を定め、取締役等及び使用人に対して周知徹底させる。

当社の内部監査室は、業務の適正性に関し、子会社の内部監査を行う。当社の監査等委員会は、業務監査を通じて子会社における業務の適正の確保を図る。

6 監査等委員会がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に対する事項、当該使用者の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び監査等委員会の使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査等委員会の職務遂行を補助すべき使用者を配置していないが、必要に応じて内部監査室等に協力を求め、または特定事項の調査を依頼することができるものとする。

- ② 将来、監査等委員会の補助者を配置する場合は、取締役は当該スタッフの取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保すべきことに留意し、監査等委員会の同意を得て取締役会で補助者配置を決定する。また、監査等委員会からの指示の実効性を確保するため、監査等委員会から命じられた職務に関しては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び当該使用者の属する組織等の者の指揮命令は受けないものとする。

7 当社及び子会社の取締役及び使用人が当社の監査等委員会に報告をするための体制及びこれらの報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社の監査等委員会の求めに応じて、隨時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。
- ② 当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社及び子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実、法令違反、その他コンプライアンス違反及び不正行為の事実を知ったときは、速やかに当社の監査等委員会に報告する。また、当社及び子会社は、これらの報告をした者に対してこれを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、当社及び子会社の取締役及び使用人に周知徹底する。
- ③ 重要な決裁書類は、当社の監査等委員会の閲覧に供する。

8 監査費用等の処理に係る方針

当社は、監査等委員会がその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じる。

9 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保する体制

- ① 監査等委員会は、取締役会に出席する他、必要と認める重要な会議に出席する。
- ② 監査等委員会は、月1回定時に監査等委員会を開催する他、必要に応じて臨時に開催し、監査実施状況等について情報の交換・協議を行う。
- ③ 監査等委員会は、会計監査人より定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行うとともに、内部監査室との連携を図ることで、効果的な監査業務を行う。

10 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムを構築する。
- ② 内部統制システムが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行うことにより、金融商品取引法及びその他関連法令等に対する適合性を確保する。

11 反社会的勢力排除に向けた体制

暴力団排除条例に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断し、不当な要求に対しては毅然とした対応をとる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況

当社は、取締役会、監査等委員会、執行役員会議、リスク管理委員会等の適切な開催及び内部監査や子会社への指導等により、上記の業務の適正を確保するための体制の運用に取組み、適切に運用されていることを確認しております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要施策のひとつと位置づけ、経営基盤を強化し積極的な事業展開のために内部留保の充実を図りつつ、安定した配当の維持を基本方針としております。剰余金の配当につきましては、中間配当及び期末配当の年2回としております。当社は定款において取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨を定めております。

この基本方針に基づき、当期の期末配当につきましては、1株につき45円とさせていただきます。なお、中間期において、中間配当金1株につき40円を実施いたしておりますので、当期の年間配当金は1株につき85円となります。

内部留保金の使途は、今後の新規事業の展開等への備えであります。

(注) 本事業報告の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てにより、比率については表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	20,004,075	流動負債	3,100,317
現金及び預金	15,747,555	買掛金	1,477,719
売掛金	3,047,746	リース債務	160,291
貯蔵品	5,591	未払費用	359,440
その他の	1,231,801	未払法人税等	627,661
貸倒引当金	△28,620	賞与引当金	13,973
固定資産	7,392,772	その他の	461,230
有形固定資産	6,686,752	固定負債	1,066,977
建物及び構築物	4,854,600	リース債務	198,461
機械装置及び運搬具	129,539	繰延税金負債	296,391
土地	704,587	役員退職慰労引当金	6,124
リース資産	3,304	株式給付引当金	108,709
使用権資産	345,386	退職給付に係る負債	383,130
建設仮勘定	523,758	その他の	74,159
その他の	125,575	負債合計	4,167,295
無形固定資産	67,630	(純 資 産 の 部)	
ソフトウエア	60,116	株主資本	20,236,658
その他の	7,514	資本金	243,937
投資その他の資産	638,389	資本剰余金	380,532
投資有価証券	72,706	利益剰余金	20,648,746
差入保証金	365,132	自己株式	△1,036,558
長期未収入金	98,380	その他の包括利益累計額	2,000,304
長期預け金	8,819	その他有価証券評価差額金	19,067
繰延税金資産	128,850	為替換算調整勘定	1,964,118
その他の	65,431	退職給付に係る調整累計額	17,118
貸倒引当金	△100,932	非支配株主持分	992,589
資産合計	27,396,847	純資産合計	23,229,551
		負債純資産合計	27,396,847

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年1月1日から)
(2024年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金額
売上高	38,016,456
売上原価	27,335,687
売上総利益	10,680,768
販売費及び一般管理費	6,542,342
営業利益	4,138,426
営業外収益	
受取利息	156,661
受取配当金	2,513
為替差益	160,833
不動産賃貸料	32,160
償却債権取立益	2,578
その他	24,195
	378,943
営業外費用	
支払利息	9,487
支払手数料	7,660
固定資産除売却損	3,748
その他	3,648
	24,545
経常利益	4,492,824
税金等調整前当期純利益	4,492,824
法人税、住民税及び事業税	1,252,156
法人税等調整額	17,826
	1,269,982
当期純利益	3,222,841
非支配株主に帰属する当期純利益	67,875
親会社株主に帰属する当期純利益	3,154,965

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年1月1日から)
(2024年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
2024年1月1日残高	243,937	372,887	18,329,004	△1,046,534	17,899,295	
当期変動額						
剰余金の配当	—	—	△835,224	—	△835,224	
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	3,154,965	—	3,154,965	
自己株式の取得	—	—	—	△311	△311	
自己株式の処分	—	7,644	—	10,287	17,932	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	
当期変動額合計	—	7,644	2,319,741	9,975	2,337,362	
2024年12月31日残高	243,937	380,532	20,648,746	△1,036,558	20,236,658	
	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
2024年1月1日残高	16,818	1,546,467	14,657	1,577,943	904,618	20,381,858
当期変動額						
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△835,224
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	—	3,154,965
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△311
自己株式の処分	—	—	—	—	—	17,932
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,249	417,650	2,460	422,360	87,971	510,331
当期変動額合計	2,249	417,650	2,460	422,360	87,971	2,847,693
2024年12月31日残高	19,067	1,964,118	17,118	2,000,304	992,589	23,229,551

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 14社

連結子会社の名称

NTL NAIGAI TRANS LINE(S)PTE LTD.

NTL NAIGAI TRANS LINE(THAILAND)CO.,LTD.

PT.NTL NAIGAI TRANS LINE INDONESIA

上海内外特浪速運輸代理有限公司

NTL NAIGAI TRANS LINE(USA)INC.

NTL NAIGAI TRANS LINE(KOREA)CO.,LTD.

内外特浪速運輸代理(香港)有限公司

NTL-LOGISTICS(INDIA)PRIVATE LIMITED

株式会社ユーシーアイエアフレイトジャパン

フライングフィッシュ株式会社

内外銀山ロジスティクス株式会社

内外特浪速國際貨運代理(深圳)有限公司

内外釜山物流センター株式会社

FLYING FISH VIETNAM CO.,LTD.

(注) FLYING FISH VIETNAM CO.,LTD.は、2024年10月に、フライングフィッシュ株式会社の100%出資子会社（当社孫会社）として設立し、連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社の数 1社

非連結子会社の名称

NTL NAIGAI TRANS LINE(MYANMAR)CO.,LTD.

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社または関連会社

該当事項はありません。

- (2) 持分法を適用しない非連結子会社または関連会社

非連結子会社の名称

NTL NAIGAI TRANS LINE(MYANMAR)CO.,LTD.

持分法を適用しない理由

持分法を適用しない非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しています。

3. 会計方針に関する事項

- (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

- ② 棚卸資産

貯蔵品

最終仕入原価法によっております。

- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（使用権資産及びリース資産を除く）

定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。在外連結子会社は、主として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 2～50年

機械装置及び運搬具 2～15年

有形固定資産その他 1～20年

- ② 無形固定資産（使用権資産及びリース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によつております。

- ③ 使用権資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

- ④ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度の負担額を計上しております。

③ 株式給付引当金

株式給付信託（J-ESOP）による当社株式の給付に備えるため、株式給付規程に基づき、従業員に割り当てられたポイントに応じた株式の給付見込額を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

一部の連結子会社において、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の主要な事業の内容は、船舶による国際貨物輸送事業並びにこれらに付帯する事業であり、主な履行義務は、物品に係る輸送サービスの提供であります。

これらのサービスについては、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しており、顧客との契約から生じる収益は、主として一定の期間にわたり、履行義務の充足に係る進捗度に応じて収益を認識しております。進捗度の測定は、見積もった総航海日数に対する期末日までに経過した航海日数に基づいて行っております。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、20年以内の一定期間で均等償却を行っており、金額的に重要性のない場合は発生時の費用とすることとしております。

② 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び一部を除く連結子会社の退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、期末自己都合要支給額から年金資産による支給見込額を控除した金額を計上しております。

なお、連結子会社のうち1社においては、退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

(追加情報)

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、2021年7月30日開催の取締役会決議に基づき、従業員に対して自社の株式を給付する従業員インセンティブプラン「株式給付信託（J-ESOP）」（以下「本制度」という）を導入しております。

(1) 取引の概要

本制度の導入に際し制定した「株式給付規程」に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社は、従業員に対し勤続年数等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員に対し給付する株式については、あらかじめ信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

本制度の導入により、当社従業員の株価及び業績向上への関心が高まり、これまで以上に意欲的に業務に取組むことに寄与することが期待されます。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付隨費用の金額を除く）により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度末155,088千円、70,360株、当連結会計年度末においては、149,798千円、67,960株であります。

(表示方法の変更に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	1,858,816千円
2. 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約	
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	3,100,000千円
借入実行残高	一千円
差引額	3,100,000千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計 年度期首株式数	当連結会計 年度増加株式数	当連結会計 年度減少株式数	当連結会計 年度末株式数
発行済株式				
普通株式（株）	10,698,000	—	—	10,698,000
自己株式				
普通株式（株）	944,480	109	7,300	937,289

(注) 1. 当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における普通株式の自己株式数には「株式給付信託（J-ESOP）」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式がそれぞれ70,360株、67,960株含まれております。

2. (変動事由の概要)

増加の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式買取による増加 109株

減少の内訳は、次のとおりであります。

譲渡制限付株式付与による減少 4,900株

株式給付信託（J-ESOP）の従業員への給付による減少 2,400株

2. 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年3月22日 定時株主総会	普通株式	442,074	45.00	2023年12月31日	2024年3月25日
2024年7月30日 取締役会	普通株式	393,149	40.00	2024年6月30日	2024年9月5日

(注) 1. 2024年3月22日定時株主総会決議による配当金の総額には、「株式給付信託（J-ESOP）」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式に対する配当金3,166千円を含めております。

2. 2024年7月30日取締役会決議による配当金の総額には、「株式給付信託（J-ESOP）」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式に対する配当金2,738千円を含めております。

② 当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年2月20日 取締役会	普通株式	442,290	利益剰余金	45.00	2024年12月31日	2025年3月5日

(注) 配当金の総額には、「株式給付信託（J-ESOP）」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式に対する配当金3,058千円を含めております。

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については親会社が一元管理する方針をとっております。基本的には「資産運用基準」に則り、原則として、安全かつ確実で効率のよい投資対象に対してのみ行うものとしております。余剰資金は、流動性の高い金融商品、一定以上の格付けを保有する発行体の債券等安全性の高い金融商品、業務上の関係を有する企業の株式等に投資しております。また資金調達においても、原則として親会社での一元管理・調達の方針で、主に銀行借入により調達しております。また、デリバティブ取引は、為替及び金利の変動リスクを回避する目的で利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権と在外子会社に対する貸付金は、為替の変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券は、満期保有目的の債券と株式等ですが、信用リスク、市場価格の変動リスク及び金利の変動リスクに晒されております。営業債務である買掛金は、そのほとんどが2か月以内の支払期日となっております。また、外貨建て営業債務は、為替の変動リスクに晒されております。短期借入金、長期借入金及びリース債務は、運転資金及び設備投資に必要な資金調達を目的としたものであります。デリバティブ取引は、外貨建金銭債権債務の為替変動リスクを軽減することを目的とした為替予約取引であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、売上債権管理基準に従い、営業債権の担当執行役員を与信管理責任者とする体制の下、営業部門は取引先毎に回収管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、経理部門においては、回収動向を常にチェックし、都度営業部門に対して、助言、督促を徹底しております。なお、連結子会社においても、当社と同様の管理を行っております。有価証券及び投資有価証券は、一定以上の格付けをもつ発行体のもの及び市場性ある証券のみを選定しており、信用リスクは僅少であります。また、当社は有価証券の購入に際し、金融資産運用に社内奉制機能を持たせるため、「金融資産運営審査チーム」が事前に審査しております。デリバティブ取引については、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引しているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループの外貨建て営業債権債務及び金融債権債務等については、通貨別に把握された為替の変動リスクに対して、親会社で一元管理を行っております。有価証券及び投資有価証券については、金融商品の時価や発行体の財務状況等を把握するとともに、把握した時価を有価証券管理明細で代表取締役及び担当取締役に報告しております。デリバティブ取引については、為替予約取引のみで、その他のデリバティブ取引については経理規程においてその取扱が制限されております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、グループ傘下の子会社を含め親会社で資金の一元管理を実施しており、各社の事業計画及びその後の実績に基づき、資金の流動性が確保されるように管理しております。また、親会社では、機動的に対応できる貸出コミットメント契約を締結しており、流動性リスクを回避する体制をとっています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額の他、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

連結貸借対照表計上額、時価及び時価の算定方法

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券 その他有価証券	33,468	33,468	—
(2) リース債務（1年内含む）	(358,752)	(361,167)	(2,414)

(* 1) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(* 2) 現金及び預金、売掛金、買掛金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(* 3) 市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	27,500
子会社株式	11,738

(注1) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金	15,741,460	—	—	—
売掛金	3,047,746	—	—	—
合計	18,789,206	—	—	—

(注2) リース債務の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース債務	160,291	139,338	54,138	3,526	1,458	—
合計	160,291	139,338	54,138	3,526	1,458	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	33,468	—	—	33,468

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
リース債務	—	361,167	—	361,167

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1に分類しております。

リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計を新規にリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によって算出しており、レベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、大阪市に賃貸用駐車場を所有しております。当連結会計年度における当該賃貸不動産にかかる賃貸損益は31,800千円であります。なお、賃貸収益は営業外収益（不動産賃貸料）に計上しております。

2. 賃貸等不動産の時価等に関する事項

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額	時価
350,773	583,107

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価であります。

2. 時価の算定方法

連結決算日における時価は、路線価等の指標を用いて合理的に算定したものであります。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額	連結計算書類 計上額
	日本	海外	計		
売上高 顧客との契約から生じる収益	24,947,887	13,068,568	38,016,456	－	38,016,456
外部顧客への売上高 セグメント間の内部 売上高又は振替高	24,947,887 891,266	13,068,568 2,016,780	38,016,456 2,908,047	－ △2,908,047	38,016,456 －
計	25,839,154	15,085,349	40,924,503	△2,908,047	38,016,456

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「3.会計方針に関する事項(4)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

なお、履行義務に対する対価は支払条件により短期間で受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	2,180,121	3,047,746
契約負債	26,718	20,222

当連結会計年度期首の契約負債残高は、概ね当連結会計年度の収益として認識しております。

契約負債は、主に顧客との契約に基づいて顧客から受け取った前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。連結貸借対照表上、契約負債は、流動負債の「その他」に含まれております。また、当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	2,278円21銭
2. 1株当たり当期純利益	323円32銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2024年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	6,886,412	流 動 負 債	1,288,968
現 金 及 び 預 金	5,403,579	買 掛 金	700,345
売 掛 金	1,119,986	未 払 費 用	163,015
前 払 費 用	86,437	未 払 法 人 税 等	338,000
関 係 会 社 短 期 貸 付 金	79,075	預 り 金	61,554
そ の 他	199,052	そ の 他	26,052
貸 倒 引 当 金	△1,718	固 定 負 債	468,512
固 定 資 産	6,484,256	退 職 給 付 引 当 金	315,064
有 形 固 定 資 産	470,581	株 式 給 付 引 当 金	108,709
建 物	77,861	資 産 除 去 債 務	37,044
車両・運搬具	3,848	そ の 他	7,692
工具、器具及び備品	34,794	負 債 合 計	1,757,480
土 地	350,773	(純 資 産 の 部)	
リース資産	3,304	株 主 資 本	11,594,121
無 形 固 定 資 産	39,909	資 本 金	243,937
ソ フ ト ウ エ ア	37,296	資 本 剰 余 金	360,756
そ の 他	2,613	資 本 準 備 金	233,937
投 資 そ の 他 の 資 産	5,973,765	そ の 他 資 本 剰 余 金	126,819
投 資 有 価 証 券	60,968	利 益 剰 余 金	12,025,985
関 係 会 社 株 式	5,409,860	利 益 準 備 金	2,500
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	130,000	そ の 他 利 益 剰 余 金	12,023,485
差 入 保 証 金	159,548	別 途 積 立 金	5,000,000
施 設 利 用 会 員 権	23,441	繰 越 利 益 剰 余 金	7,023,485
長 期 未 収 入 金	231	自 己 株 式	△1,036,558
繰 延 税 金 資 産	180,147	評 価 ・ 換 算 差 額 等	19,067
そ の 他	9,799	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	19,067
貸 倒 引 当 金	△231	純 資 産 合 計	11,613,188
資 産 合 計	13,370,669	負 債 純 資 産 合 計	13,370,669

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年1月1日から)
(2024年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金額
売上高	16,823,539
売上原価	11,936,108
売上総利益	4,887,430
販売費及び一般管理費	3,056,165
営業利益	1,831,265
営業外収益	
受取利息	9,704
受取配当金	312,717
不動産賃貸料	31,800
為替差益	53,231
その他	18,451
	425,903
営業外費用	
支払手数料	7,660
固定資産除売却損	44
その他	238
	7,944
経常利益	2,249,224
税引前当期純利益	2,249,224
法人税、住民税及び事業税	655,333
法人税等調整額	△39,107
当期純利益	616,226
	1,632,998

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年1月1日から)
(2024年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	その他の資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金	別途積立金
2024年1月1日残高	243,937	233,937	119,174	2,500	5,000,000	6,225,711
当期変動額						
剩余金の配当	—	—	—	—	—	△835,224
当期純利益	—	—	—	—	—	1,632,998
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	7,644	—	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	7,644	—	—	797,774
2024年12月31日残高	243,937	233,937	126,819	2,500	5,000,000	7,023,485

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
2024年1月1日残高	△1,046,534	10,778,726	16,818	10,795,544
当期変動額				
剩余金の配当	—	△835,224	—	△835,224
当期純利益	—	1,632,998	—	1,632,998
自己株式の取得	△311	△311	—	△311
自己株式の処分	10,287	17,932	—	17,932
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	2,249	2,249
当期変動額合計	9,975	815,394	2,249	817,643
2024年12月31日残高	△1,036,558	11,594,121	19,067	11,613,188

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

(2) 棚卸資産

貯蔵品

最終仕入原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3~15年

車両 運搬具 2~6年

工具、器具及び備品 2~20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、自己都合当事業年度末要支給額から中小企業退職金共済制度による退職金の支給見込額を控除して計上しております。

(3) 株式給付引当金

株式給付信託（J-ESOP）による当社株式の給付に備えるため、株式給付規程に基づき、従業員に割り当てられたポイントに応じた株式の給付見込額を計上しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

当社の主要な事業の内容は、船舶による国際貨物輸送事業並びにこれらに付帯する事業であり、主な履行義務は、物品に係る輸送サービスの提供であります。

これらのサービスについては、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しており、顧客との契約から生じる収益は、主として一定の期間にわたり、履行義務の充足に係る進捗度に応じて収益を認識しております。進捗度の測定は、見積もった総航海日数に対する期末日までに経過した航海日数に基づいて行っております。

(追加情報)

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

連結計算書類「連結注記表(追加情報)」に同一の内容が記載されているため、記載を省略しております。

(表示方法の変更に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	174,921千円
2. 関係会社に対する金銭債権	
短期金銭債権	212,000千円
長期金銭債権	130,000千円
3. 関係会社に対する金銭債務	
短期金銭債務	260,855千円
4. 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約	
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	3,100,000千円
借入実行残高	一千円
差引額	3,100,000千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

　営業取引による取引高

　　売上高 981,609千円

　　仕入高 2,397,197千円

　営業取引以外の取引による取引高

　　受取利息 8,145千円

　　受取配当金 310,203千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式(株)	944,480	109	7,300	937,289

(注) 1. 当事業年度期首及び当事業年度末における普通株式の自己株式数には「株式給付信託（J-ESOP）」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式がそれぞれ70,360株、67,960株含まれております。

2. (変動事由の概要)

增加の内訳は、次のとおりであります。

　　単元未満株式買取による増加 109株

減少の内訳は、次のとおりであります。

　　譲渡制限付株式付与による減少 4,900株

　　株式給付信託（J-ESOP）の従業員への給付による減少 2,400株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税等	18,885千円
未払費用	6,569千円
税務上の収益認識差額	27,496千円
退職給付引当金	96,409千円
貸倒引当金	596千円
関係会社株式評価損	328,813千円
施設利用会員権評価損	4,358千円
株式報酬費用	12,705千円
株式給付引当金	31,752千円
資産除去債務	11,335千円
その他	7,891千円
小計	546,817千円
評価性引当額	△353,513千円
繰延税金負債との相殺額	△13,156千円
繰延税金資産純額	180,147千円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	△4,749千円
その他有価証券評価差額金	△8,407千円
小計	△13,156千円
繰延税金資産との相殺額	13,156千円
繰延税金負債純額	一千円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	上海内外特浪速運輸代理有限公司	直接 100%	—	配当金の受取	221,340	—	—
子会社	NTL-LOGISTICS (INDIA) PRIVATE LIMITED	直接 63.5% 間接 36.5%	—	資金の貸付 資金の回収 利息の受取	130,000 75,510 3,822	貸付金	209,075
子会社	内外銀山ロジスティクス株式会社	直接 70.0%	役員の兼任 2名	資金の回収 利息の受取	448,800 1,970	—	—
子会社	NTL NAIGAI TRANS LINE(USA) INC.	直接 100%	役員の兼任 1名	資金の回収 利息の受取	142,820 2,352	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は受入れておりません。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表（収益認識に関する注記）に同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,189円79銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 167円35銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年2月20日

内外トランスライン株式会社
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 笹山直孝

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 木村容子

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、内外トランスライン株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、内外トランスライン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年2月20日

内外トランスライン株式会社
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 笹山直孝
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 木村容子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、内外トランスライン株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第45期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第45期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、その構築及び運用の状況を監視し検証するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査室等と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、当社の取締役会及び経営会議において、その経営状況を把握するとともに、子会社を担当する取締役及び執行役員から事業の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、適正な監査を実施しているかを監視し検証するとともに、会計監査人から監査計画の説明を受け、期中レビュー結果、期末監査結果等その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月20日

内外トランスライン株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 長谷川 豊 印

監査等委員 敏森 廣光 印

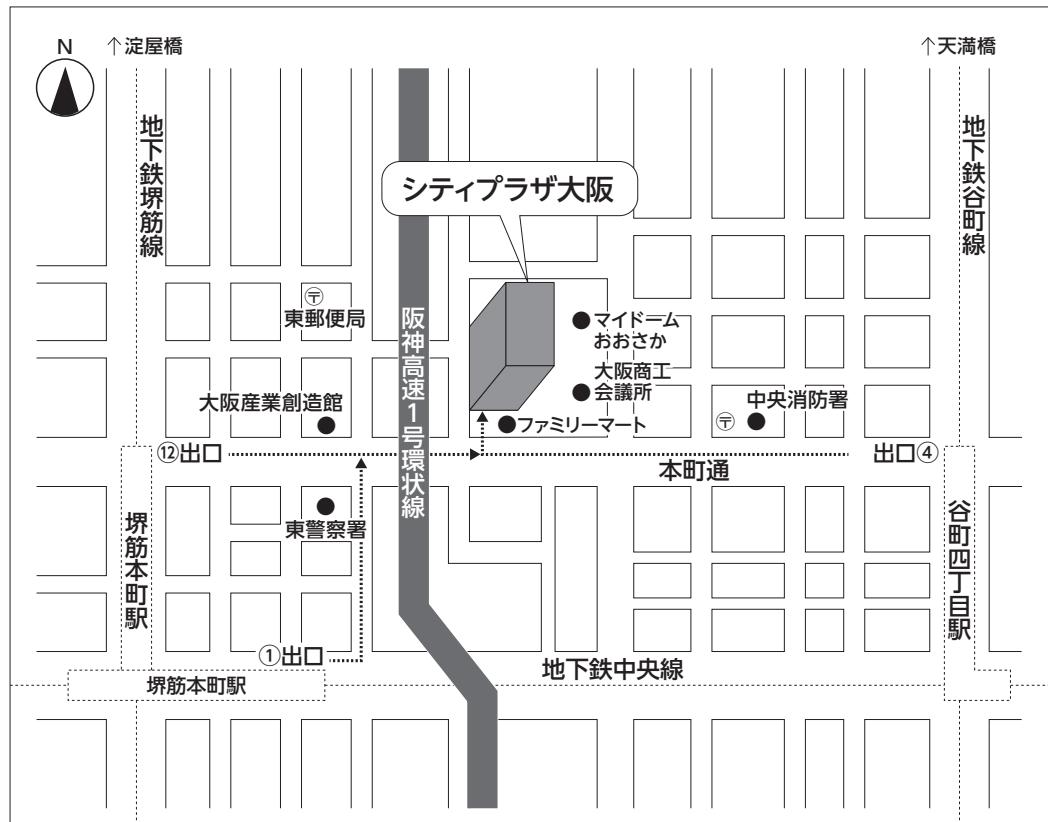
監査等委員 遊上 利之 印

(注) 監査等委員敏森 廣光及び遊上 利之は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：大阪市中央区本町橋2番31号
シティプラザ大阪 4階
「KAI -海-」
(代表電話番号 06-6947-7888)



- 地下鉄堺筋線・中央線 堀筋本町駅①⑫号出口より徒歩約6分
- 地下鉄谷町線・中央線 谷町四丁目駅④号出口より徒歩約7分
- 車でのご来場はご遠慮くださいますようお願いいたします。